コラム

弘壽

代に合わせた改正が行われていま

平成30年度の税制改正では

室田

代から農地を受け継ぐ際には、 税制面の特例について説明します。農業を続けたい後継者が先 今回は、農業者が農地を贈与・相続する際にポイントとなる 税制面で大きな優遇が受けら

れる可能性があります。

する制度) (相続税の納税を猶予) の課税の特例 農地を相続-た場合 免除

る ても、 までの土地の相続税が8割減にな 制度」が昭和5年に創設されまし 援するための「相続税の納税猶予 を継続する相続人を税制面から支 に農地を売却せざるを得なくな の歴史ある制度です。 れるように「小規模宅地等の特例」 た。同じ頃に、 うな問題に対処し、 なくなるかもしれません。そのよ り、農業を続けたくても続けられ てしまうと、相続税を支払うため 農地に高額の相続税が課税され 事業や生活の継続を守るため の運用も開始されました。 も当時の地価高騰の影響か の条件のもと330平方以 相続があっても住み続けら 自宅の土地につい 自ら農業経営

により農地等を取得した者が、 の額の納税が猶予されます。 き続き農業でその農地を使用する 相続税の納税猶予制度は、 相続税につい て相当程度 相続 そ 引

納税猶予額

農業投資価格(※)

による相続税額

後継者

(推定相続人の1人)

相続税の課税対象

農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合

農地等を一括贈与

贈与税額の計算

(基礎控除110万円)

贈与税の納税猶予

免 除 (贈与者又は受贈者の死亡)

相続税の納税猶予に移行

に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格

【図2】一括贈与後における一連の納税猶予の流れ

場合等には、 の差額は猶予されます。 額を納税すれば、 税局が定めた「農業投資価格」と の農地の相続税評価額とは別に国 \mathcal{O} は免除されることになります。 いう特別な評価額で算出した納税 仕組みを利用することで、 後継者へ生前一括贈与をし 相続人が死亡した場合、 猶予されていた税額 本来の納税額 本来 ま

合は、 せん。 要があります。 ければならないことに留意する 予適用農地面積の を加えて納税をしなければなりま 農地に対応する猶予税額に利子税 作放棄をした場合は、 K なお、 ついて、 さらに、 猶予税額の全てを納税し 猶予の適用を受けた農地 譲渡、貸付、 譲渡等の面積が猶 20%を超えた場 その部分の 転用、 な 耕

の納税猶予のは 農業後继者が農地等 特 特場合

近代化に資するため、 業基本法の趣旨である農業経営の 贈与税の納税猶予制度は、 民法の均 旧農 分

> 相続等による農地の細分化防止と 援するために、 農業後継者の育成を税制面 れました。 昭和39年に創設さ から支

> > 左の

4点が変更になっています。

だし、 その納税が猶予されます。 受贈者が農業を営んでいる限 その贈与を受けた農地等につい という)に課税される贈与税は、 農業を引き継ぐと推定される相続 対象となります。 たものとみなされて相続税の ていた農地は、贈与者から相続 免除された場合には、 は、その納税が免除されます。 与者のいずれかが死亡した場合に 予される税額は、 の贈与を受けた人(以下、「受贈者」 用に供している農地の全部をそ の1人に贈与した場合には、 農業を営んでいる人が、 贈与者の死亡により納税が 受贈者または贈 対象にな こ の 農業 課 ŋ 税 0 た 猶 \mathcal{O}

ればなりません。 額に利子税を加えて納税をし 相続の特例と同じように、 農地等の譲渡や転用を行った場合 亡の日前に受贈者が贈与を受けた なお、 農業経営を廃止した場合等は、 贈与者または受贈者の 猶予税 なけ 死

3 改正点納税猶予制度の 相続・贈与におけ

ともに歴史のある制度ですが 納税猶予の特例は、 相続 · 贈 与 時

都市農地の貸付けの特例の創設【相続税】

生産緑地地区内の農地について、①認定都市農地貸付け(農業者向けの貸付け)ま たは②農園用地貸付け(市民農園向けの貸付け)を行った場合にも納税猶予を継続。

適用対象地域等の見直し【相続税・贈与税】

三大都市圏の特定市(三重県では四日市市および桑名市が該当)に所在する①特 定生産緑地である農地等および②田園住居地域内にある農地を納税猶予の適用 対象に追加等。

納税猶予期限および免除事由の見直し【相続税】

三大都市圏の特定市以外の生産緑地地区内の農地等について、20年免除から終 身営農に。

農地法の改正に伴う農地の定義の見直し【相続税・贈与税】

水耕栽培を行う農業用ハウスにするなど、農地の全面をコンクリートで覆った場合につ いても引き続き「農地」とする見直し。

ご相談ください ります。 もあります。 (平成31年度の税制改正で創設) も、「特例事業承継税制(個人版)」 いです 今回ご説明した制度のほ な検討にお 各種制度を利用する具体 が、その分メリ 利用するハ 1 ては、 税理士等に ツ ・ドルは トも か あ

【図I】相続税における納税猶予額のイメージ

本来の税額

(20万円~90万円程度/10a)

贈与者

(親)

※農業投資価格

おわりに